

公文書等の適切な管理、保存及び 利用のための専門職員等の確保

平成16年4月
内閣府

公文書館専門職員の法的位置付け

公文書館法（昭和62年12月25日法律第115号）

4条

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

- 歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者
- 公文書館の中核的な業務を担当する職員
- 公文書館の人的組織においては極めて重要な存在
- **要求される資質**: 歴史的素養と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要
(「公文書館法の解釈の要旨」 昭和63年6月1日 総理府)

公文書館法附則2（専門職員についての特例）

当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

理由:

現在の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的内容については未確立な部分もあり、また、その習得方法についても養成、研修等の体制が整備されていない状況にある。

(「公文書館法の解釈の要旨」 昭和63年6月1日 総理府)

附則2 専門職員についての特例廃止への要望

公文書館法の附則2項の暫定措置(専門職員についての特例)を廃止し、公文書館法立法の趣旨に則り公文書館に専門職員を配置する。

日本学術会議学術基盤情報常置委員会
報告「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」(平成15年6月24日)

公文書館法附則第2項の専門職員の特例に関する条項は、早急に削除する方向で検討していただきたい。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
「21世紀日本のアーカイブズに関する要望について」(平成16年1月30日)

アーキビスト archivist

- 記録や史料の管理または文書館の運営のために専門家として配置されている人。

(『文書館用語集』全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修、1997)

- 専門教育・研修を受け、経験を積んだ、記録や史料の管理に従事する人。

主な業務 評価選別、記録の保存と廃棄決定、資料の収集、
保存、整理、目録記述、レファレンス、広報普及

(“A Glossary for Archivists, Manuscript Curators, and Records Managers”
アメリカアーキビスト協会 1992)

(参考)レコードマネージャー records manager

記録管理プログラムを統括する専門職(『文書館用語集』同上)

アーキビストとレコードマネージャーの協働

archivist

アーキビスト

records manager

記録管理者

- ◆ 諸外国において、現用・非現用を問わず両者に国立公文書館が関与する仕組みがある。
アメリカ NARA (National Archives and Records Administration : 国立公文書記録管理庁)
フランス、中国、韓国、オーストラリア…も同様
- ◆ 両者の役割は重なってきている。
諸外国の潮流: レコードコンティニユアム(記録連続体)
リテンションスケジュール(記録保存年限表)
- ◆ 電子的記録の登場によってその傾向は一層顕著となっている。

公文書館の記録管理への貢献

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会 中間取りまとめ - 専門職員(アーキビスト)等の人材養成 -

ア. 公文書館の専門職員の養成

アーキビスト養成

- ◆ 研修の充実(カリキュラムの見直し、教材開発)
 - ◆ 研修体制の強化(段階的・継続的な資質向上のため)
 - ◆ 門戸拡大の体制整備
 - ◆ 史料館・大学院における養成・研修との関係検討
- 実施方法の多様化
- ◆ 地方公文書館の職員参加の促進・質の向上のため、新たな教材、研修方法(オンライン研修等)の活用
 - ◆ 専門職員としての修了証

イ. 各府省における 文書管理人材の養成

地方公文書館の職員実態、研修ニーズ並びに研修阻害要因等の調査
研修対象者、カリキュラム等充実・体系化のための調査検討
諸外国の先進的制度紹介、モデル教材作成
新たな研修方法、教材開発(オンライン研修等)
専門的人材の確保
受講対象者の拡大にむけた検討
大学院等のカリキュラムとの相互互換可能性検討

対象者の拡大、カリキュラム・教材
(記録管理等)の充実
新たな研修、体系的研修の実施検討

「直ちに
対応すべき
事項」

16年度
事業

研修の充実・体系化の検討
対象者、カリキュラム、研修期間、講師、オンライン研修、教材開発等
海外からのアーキビスト等の招へい

国際的水準でのアーキビスト養成制度の検討

— 中長期的制度的課題 —

専門職員の質的向上・時代の要請に即した専門スキルの確保
国立公文書館が実施する現職者の研修内容の充実・実施方法の多様化
公文書館専門職員としての資格の明確化
高等教育機関における専門養成課程の充実と国立公文書館の研修、資格制度との選択

教育のあり方

- 高等教育におけるアーキビスト養成のあり方
- 専門職大学院等の設置検討(設置の可能性、主体等)
- 国立公文書館と高等教育との連携方策

資格制度のあり方

- 資格の要件
- 認定主体
- 国立公文書館の現職者研修との関係

《諸外国のアーキビスト養成教育》

| | アメリカ | イギリス | フランス | オーストラリア | 中国 | 韓国 |
|--------------|--|--|--|--|--|---|
| 専門教育の中心となる機関 | 大学院修士課程 | 大学院修士課程 | 国立古文書学院 | 大学院修士課程 | 国家档案局・大学院修士課程 | 大学院修士課程 |
| 高等教育(修士号授与) | ミシガン大、ピッツバーグ大等全国30('00)大学院の図書館情報学科、歴史学科においてアーカイブズ専門プログラムを開講。SAAによる大学院教育ガイドラインあり。(公認は行わず) | ロンドン大、リバプール大等5大学院の情報学科等においてアーカイブズ・記録管理専門プログラムを開講。 | オートアルザス大等にアーカイブズ関係のDESS(高等専門研究免状)取得コースあり。 | ニューサウスウェールズ大学等5大学院のアーカイブズ専門プログラムを、ガイドラインに基づきASAが公認。 | 中国人民大学、四川大学等12大学に修士課程档案学専攻がある。 このほか、大学レベル(約30校)、中等専門学校レベルの教育も盛ん | 明知大、梨花大等12大学院の図書館情報学科等においてアーカイブズ専門プログラムを開講。 |
| 国の専門機関による教育 | ・公文書記録管理局近代記録文書対象の2週間のコースを開催。また科目別短期セミナー等を全国で開催。 | ・国立公文書館科目別短期セミナー開催。 | 1)国立古文書学院大学入学資格+2年の準備学級+選抜試験により入学を許可。3年間専門教育を実施。 2)国立文化遺産学院古文書学院卒業生及び現職者対象、1年6ヶ月の専門教育を行う。 | ・国立公文書館科目別短期セミナー開催。 | ・国家档案局全国の管理職向け専門教育を実施。 | ・政府記録保存所記録管理者、行政担当者向け教育プログラムを実施。 |
| 資格制度 | アメリカアーキビスト協会(SAA)が設立した非営利団体有資格アーキビストアカデミー(ACA)による資格制度あり。 | イギリスアーキビスト協会(SoA)が主催するプログラム修了者に以下の資格を授与。i)アーカイブ管理者資格(1年)ii)アーカイブ保存修復資格(半年)但しiについては廃止予定、以後大学院教育を推奨。 | 国立古文書学院卒業者にアルシヴィスト・パレオグラフィの称号授与。 | 特に資格認定制度はないが、オーストラリアアーキビスト協会(ASA)では、協会公認の大学院専門プログラム修了+1年以上の文書館職務経験者をThe Professional Archivistとしている。 | 国家档案局と労働人事部による5段階の档案専門職名認定あり。 | 記録管理学修士号取得者か、歴史学または文献情報学修士号+政府が認める記録管理学教育課程履修者を専門職員とする。 |

専門職員の比較

| | 公文書館専門職員 (アーキビスト) | 司書 | 学芸員 | ファイリング・ デザイナー | 文書情報管理士 | 消費生活専門 相談員 | 臨床心理士 |
|---------------|-----------------------------------|---|---|---|--|--|---|
| 資格制度 | なし 公文書館法 | 国家資格 図書館法 | 国家資格 博物館法 | 民間資格 (社)日本経営協会 検定試験 | 民間資格 (社)日本画像情報マ ネジメント協会 検定試験 | 公的資格 内閣総理大臣の 認可事業 | 民間資格 (財)日本臨床心理士 資格認定協会 |
| 資格試験 | なし | なし(不要) | 試験認定、無試験認 定(資格審査) 必須科目 (筆記試験・口述試験) 選択科目 | あり(必須) 2、3級はマークシート のみ 1級はマークシートおよ び記述 | あり(必須) 1、2級は筆記試験の み 上級は筆記及び論文 試験 | あり(必須) 第一次試験 筆記(択一式) 論文作成 第二次試験 面接試験 | あり(必須) 第一次試験 筆記(多肢選択法) 小論文 第二次試験 口述面接試験 |
| 合格率 2003年度 | - | - | - | 53.2%(3級)57.1% (2級)13.5%(1級) 15年下期 | 55.1%(2級)48.5% (1級)6.2%(上級) | 26% | 64% |
| 有資格者 数 | 86名 (専門職員養成課程修了者 2004.4現在) | 約1万人(年間) 延べ数十万人 49.34%(2001) | 約1万人(年間) 延べ数十万人 | 20,203名 2003年上期 | 2,680名 2003.9現在 | 2630名 2002.1現在 81%(2001年) | 10,083名 2003年現在 |
| 教育研修 制度 | ・国立公文書館 専門職員養成課程 (120時間+論文) | ・四年制大学133校 ・短期大学 96校 (2001.4現在) ・文部科学省が委嘱 する司書講習 文部科学省令による 20単位 | ・四年制大学285校 (2001現在) 文部科学省令による 12単位 | ・(社)日本経営協会 通信教育講座 (2か月) ・検定試験対策講座 (3.5時間) | ・(社)日本画像情 報マネジメント協会 が実施する受験対 策セミナー(2日) | ・(独)国民生活セン ターが実施する養成 講座 養成講座(145時 間)修了試験の合格 者は一次試験の択 一筆記試験免除 | ・資格認定協会が指 定する大学院修士 課程104大学院 (2003年5月末現在) 修士課程修了には 26単位(うち必修16 単位) |
| 主な職場 | 公文書館、文書館等 | 図書館 | 博物館、美術館等 | 企業(約8割) その他官公庁、団体 等 | 企業等 | 消費生活センター、 県市町村等で消費 生活相談業務の担 当等 | 学校の相談室、病 院・診療所、児童相 談所、家庭裁判所、 企業内相談室等 |
| 資格の維 持・研修 | - (今後の検討課題) | 日本図書館協会 専門職員(上級司 書)認定制度 | - | 3級、2級、1級。 (別に電子化ファイ リングB級、同A級) | 2級、1級、上級 | 5年ごとに所定の手 続きをすることで更 新 | 5年ごとの更新の制 度とポイント制研修 (研修会参加、論文 執筆) |

各府省における文書管理

